

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

—平城宮・平城京跡出土資料を中心に—

友田那々美

はじめに

木簡研究は、「木簡そのものについての研究」と「木簡を利用した研究」に大別される（佐藤一九九〇⁽¹⁾）。前者の意義は、一つには、木簡を構成する諸要素（記載内容・形態・製作技法など）の検討を積み重ねることで木簡をとらえ、木簡を古代社会の中に位置づけていくことがあり、もう一つには、「木簡を利用した研究」を行なつて

いくうえでの基礎をなす点にある。ところが、「木簡そのものについての研究」は「木簡を利用した研究」に比べると、近年、停滞気味の感がある。

「研究」において有効であると考える。そこで本稿では、考古学的アプローチによる「木簡そのものについての研究」を試みる。具体的には、古代荷札木簡の平面形態に焦点をしぼり、①荷札の平面形態を構成する各要素の性質について整理・検討し、②取り上げた要素が「木簡を利用した研究」においてどのような基礎となるのかを示し、③検討を通じて「木簡そのものについての研究」の研究課題を提示する、という二点を目的とした。

第一章 荷札木簡の検討における諸前提

第一節 荷札木簡の定義

木簡は文字を記すために製作された「もの」であり、発掘によつて得られる出土遺物である。すなわち、木簡を考古学的觀点からとらえることも可能である。考古学的アプローチは、前述の木簡研究のどちらにおいてもとり得るが、特に「木簡そのものについての研

究」において有効であると考える。そこで本稿では、考古学的アプローチによる「木簡そのものについての研究」を試みる。具体的には、古代荷札木簡の平面形態に焦点をしぼり、①荷札の平面形態を構成する各要素の性質について整理・検討し、②取り上げた要素が「木簡を利用した研究」においてどのような基礎となるのかを示し、③検討を通じて「木簡そのものについての研究」の研究課題を提示する、という二点を目的とした。

古代の木簡は、記載内容により大きく「文書」「付札」「その他」に分類される。荷札は「付札」に含まれ、諸国から貢進される調庸・中男作物・贊などの税物に付けられた。本稿では、今泉隆雄氏がまとめた荷札の記載内容をその分類基準とした（今泉一九七八⁽²⁾）。

①貢進主体

- (A) 国+郡+郷+（里）+貢進者
- (B) 国+郡+郷+（里）
- (C) 国+郡
- (D) 国

②貢進物の品目・種目・数量

③貢進年月日

荷札が貢進物とともに都城に持ち込まれたものであるならば、都城出土の荷札はその製作国から移動したものであり、他の多くの考古資料と同様、使用を終えて廃棄されたものである。加えて、木簡の加工のしやすさという特性も考慮すると、二次成形⁽³⁾の問題を無視することはできない。そのため「製作・機能時の形態」=廃棄時（出土時）の形態」が以下の検討の前提として成立するかを確認する必要がある。しかし、都城出土資料との比較に適した製作国出土資料は限られている。そこで、荷札の製作から廃棄の過程における二次成形の必要性を検討することで、その有無について推測することとし、同時に、荷札の製作から廃棄に関するこれまでの議論も簡単にまとめておく。

荷札の製作段階に関しては、郡段階での製作があつたとする見解（今泉一九七八他）と、郷段階での製作を重視する見解（山中一九九二他）が提示されている。その他「国衙様書風」で記された

荷札のよう、国段階で製作されたと思われるものもあり、製作段階は税目等によって諸段階が想定される。いずれにしても、税物が貢進国を出るまでには荷札も製作され、荷に付けられた。書式や樹種など二次成形とは関係しない点において、荷札木簡に地域性が指摘されている（東野一九八〇他）ことからも、荷札と定義されている木簡が貢進国で製作されたものであることがうかがえる。

荷札が税物に付けられるのは、賦役令の規定によるものとされる。賦役令調皆隨近条には、織維製品について、現物または包紙に「国郡里戸主姓名年月日」を記すことが定められている。令では織維製品についてのみの規定であるが、実際には他の品目についても行なわれ、現物への墨書き不可能な場合に荷札を用いたのであろう。

荷札の具体的な機能の一つとして、帳簿と記載内容の照合による税物の勘査が想定されている。同一の記載内容をもつ複数の荷札の出土例（平城宮三三八・三三九・三四〇号、平城宮四二四・四二五号など）から、一つの荷に複数の荷札が付けられる場合もあつたことが知られている。これを勘査用の措置とする見解があり（東野一九八〇他）、勘査時に取り除かれる札と残される荷札があつたとされる。残された荷札は、収納後に保管用の札として機能したとの考え方もある（館野一九八五）。

以上の製作から使用の過程において二次成形が行なわれたと仮定した場合、どの段階における何のための措置であり、どのような二

次成形であったのか、整合性のある解釈は見出し難いと思われる。よって、荷札が荷札として機能している間には、二次成形は行なわれなかつたものと推測する。

荷札は、遅くとも消費段階には取り除かれたと思われる。機能終了後の荷札には、そのまま廃棄されたものと、二次成形を施し転用した後に廃棄されたものがあつた。荷札の削屑（『城三〇』三二頁など）や荷札を転用したと思われる文書木簡（平城宮二三七号など）が出土していることから、転用を目的とした二次成形が行なわれたことがわかる（森一九九六）。このことから逆に、荷札の記載内容をもつたまま出土した資料は、基本的には転用を免れた、すなわち二次成形を免れ製作時の形態を保つた資料である、と考えられる。⁽⁵⁾従つて、以下の検討は「製作・機能時の形態＝廃棄時（出土時）の形態」という前提のもとで行なつていく。

第一節 荷札木簡の型式番号と形態

⁽⁶⁾

現在、木簡学会では木簡の形態分類基準として型式番号を設定しております。これは各報告書などに広く用いられている。ここに、学会式型式番号の特徴と、そこから派生する問題点を二点ほどあげておきます。

第一点目は、平城宮跡出土資料が基準となつてることである。

この型式番号は、奈良国立文化財研究所（現独立行政法人奈良文化財

研究所）が平城宮跡出土資料に対して用い始めたものを基礎としている。しかし地方で出土している木簡の中には、内容・用途とともに都城出土品とは異なるものもあり、学会式型式番号では把握しきれない場合がある。⁽⁷⁾

第二点目は、形態をもとに推定される機能を加味した分類である点で、形態の詳述は目的とされていない。⁽⁸⁾例えば、端部形状のような細かな差異はこれには反映されない。この点において、木簡の形態を論点とする本稿では、学会式型式番号に基づいた形態分類では不十分である。そこで、「財向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『長岡京木簡』」⁽⁹⁾及び長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』⁽¹⁰⁾で用いられている形態分類を参考に、平城宮・京跡出土の荷札を再検討し、平面形態の構成要素を端部形状・切込みの有無・剣先形の有無の三つに分け、それぞれを形狀によつて細分類した（表一）。

表一 荷札木簡の形態的要素

型式番号	端部形状	切込み形状	剣先形
○三一	三角形		
○三三	台形		
○三三	半円形		
○五一	稜あり	稜あり	
○一一	稜なし	稜なし	

端部形状（図1）

直頭形：端部が直線的に成形されたもの。

尖頭形：端部が山形に成形されたもの。

複数稜形：端部に複数の稜がつくように成形されたもの（尖頭形とは区別）。丸みを帯びた端部もこれに含める。

切込み形状（図2）

三角形状切込み：木目に対し斜行する二辺（a・b）から構成される形状。

台形状切込み：a・bに木目方向への一辺（c）が加えられた三辺から構成される形状。

半円形状切込み：a・bに木目方向への一辺（c）が加えられた三辺から構成される形状。

台形状切込み：a・bに木目方向への一辺（c）が加えられた三辺から構成される形状。

半円形状切込み：a・bに木目方向への一辺（c）が加えられた三辺から構成される形状。

剣先形（図3）

稜あり：稜がつくように削つて下部を尖らせた、直線的な剣先形。

稜なし：稜がなく、滑らかに削つて下部を尖らせた剣先形。

学会式型式番号では、○五一型式・○三三型式はそれぞれ「材の一端を尖らせたもの」として定義されているが、本稿では以下の任意の基準を設け、下部を尖らせた形態を、尖頭形下端部と剣先形に区別して扱った。なお、本稿における○五一型式・○三三型式とは、特に断らない限り、剣先形のみを指すこととする。

①÷②の値が二〇分の一より大きい時、剣先形とする（図4）



図1 端部形状

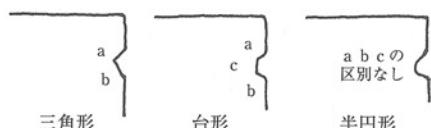


図2 切込み形状



図3 剣先形の形状

①左右両辺の削り始めの2点を結ぶ辺の中点から下部尖頭までの長さ。
②全体の長さ。

○三一型式で下端を尖らせているもの（『城二二二二八八など』）は剣先形ではなく尖頭形下端部であるとみなし、これらの資料及び尖頭形上端部をもつ資料について①÷②の値を算出し、その時の最大値二〇分の一を基準値として設定した。本来は、両者の性質に基づいた分類をすべきであるが、現段階ではその性質に関する議論はなく、両者を明確に区分する基準もないため、任意の基準値を設けた。以上の各要素がどのような性質を有するのか、次章以降、検討していく。検討対象資料には、平城宮SK八二一〇・SD三〇三五・SD二七〇〇・SD四九五一—II区・SD四一〇〇出土資料のうち特

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

に断らない限りは『平城宮木簡』報告分を、また平城京SD五一〇・SD五三〇出土資料（二条大路木簡）のうち『平城宮発掘調査出土木簡概報』収録資料を選択した。原形不明の断簡と削屑は除外している。その他、必要に応じて長岡京跡出土資料ならびに『平城宮木簡』未報告分も用いた。次文の掲示方法及び本文中・図表中の略号については、本稿末尾の付記を参照されたい。形態の観察には報告書・概報の写真版、及び奈良文化財研究所木簡データベースで公開されている写真を用いた。これらに写真掲載のない資料については、奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室のご厚意で、写真台紙を実見させていただいた。

第二章 各形態的要素の検討

第一節 端部形状の検討

平城宮・京跡出土荷札木簡の端部の多くは直頭形である。二条大路出土荷札木簡をサンプルに、各端部形状の比率を求めたところ、直頭形端部が七八・九%を占め、尖頭形は一一・四%、複数稜形は九・七%であった（サンプル総数（以下、Nとする）＝九七〇¹⁰）。そこで直頭形とそれ以外という観点から、直頭形ではない端部形状の出現のあり方について考察する。

荷札の製作国による端部形状の傾向の違いを検討するため、直頭

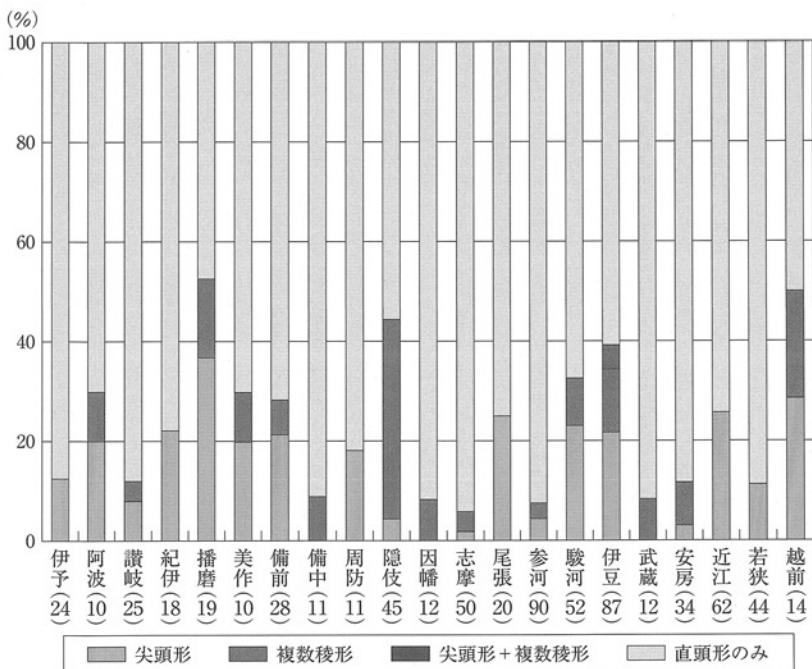


図5 直頭形以外の端部を有する荷札の比率

端部形状に関わりなく、全遺構を通じた荷札の出土点数（総出土点数）が10点以上の国を対象としている。上下両端とも形状不明の資料は、総出土点数から除外。国名下の（）内の数値は、総出土点数を表わす。

形以外の端部を有する荷札について、各国の荷札における比率を算出した（図5）。各国とも直頭形端部の比率が高い点は共通しているが、直頭形以外の端部を有する荷札の比率には国によつて差が認められる。播磨・隠岐・伊豆などは、他国に比べ直頭形以外の端部を有する荷札の比率が高い国と言えよう。一方、志摩・参河などは直頭形以外の端部の比率が相対的に低い。さらに、播磨・伊豆は尖頭形、隠岐は複数稜形という傾向が見られる。このように、端部形状は直頭形を基本しながら、直頭形以外の端部の出現傾向は国によつて異なり、さらに、尖頭形の傾向のある国と複数稜形の傾向のある国とに分かれる。ただし、図5の資料は大半が二条大路出土資料である。そのため、以上で指摘した端部形状の傾向が八世紀を通じた傾向であるとは断じ難く、二条大路木簡の時期に一時的に認められるもので、別の時期には別の傾向が現われることも考えられる点は留意しておきたい。

次に、このような国別の相違が、何に起因するのかを検討していく。まず、国による貢進物の相違との関連が考えられよう。しかし、直頭形以外の端部を有する荷札の比率が相対的に高い国の貢進物をあげると、隠岐の海藻・鮪などの海産物、播磨の米、伊豆の堅魚などであり、貢進物に共通点は見出せない。すなわち、尖頭形・複数稜形端部は特定の貢進物に応じた形状ではなく、端部形状の傾向の相違は、貢進物の相違に起因するのではないと考えられる。

端部形状の相違を考える系口としては、今泉・山中両氏による長岡京SD一二〇一一B層出土の近江国の木簡群（以下、便宜的に近江国綱丁木簡群と称す）の分析が、極めて示唆的である（今泉一九八四、山中一九九一）。両氏の分析に基づいて、近江国綱丁木簡群を概観しておく。

この木簡群は、形態により一群に分類される。

A群 上端：尖頭形 下端：尖頭形—五九～六一号

（六二号のみ下端欠損）

・近江国米綱丁大友醸麻呂

・五月十三日「安万呂」

180×15×3 011（五九号）

B群 上端：直頭形 下端：直頭形—六三～六六号

（六四号のみ下端欠損）

・近江国米綱丁大友醸麻呂

・五月七日「肋麻呂」

161×17×2 011（六二号）

山中氏の観察によると、A群とB群は製作技法が異なる一群であ

り、製作技法は署名者（安万呂・肋麻呂）に対応しているといふ。

以上の分析から、A群・B群間に認められる端部形状差は、製作者が異なることによるといえる。A群と同じ製作技法であると指摘され、やはり安万呂の署名をもつ木簡（長岡京六七号・〇五一型式）の上端部が尖頭形であることからも、端部形状差は製作者の相違によるものとみることができよう。

平城京 S D 五三〇〇出土の近江国坂田郡上坂郷の庸米荷札（『城二四』二五五～二七九、『城二九』三七三～三九七、近江国坂田郡庸米荷札群と称す）も、山中氏によつて製作技法の検討から大きく二群に分類されている（山中一九九一）。この荷札群においても、直頭形と尖頭形の端部はそれぞれの技法に対応している。製作技法の相違は恐らく製作者の相違を反映していると思われ、近江国坂田郡庸米荷札群の例からも、端部形状差が製作者の相違によることがうかがえる。

上記二例に基づき、図5に認められた国による端部形状の傾向の相違も、荷札の製作国が異なることによるものと考へる。さらに、同一国内において直頭形とそれ以外の形状が見られることも、製作者の相違を反映しているのであろう。同一国内における端部形状の相違について、隠岐国及び伊豆国の荷札木簡を例に考察する。

隠岐国の中には、直頭形以外の端部形状として複数稜形が見られる（表二）。端部形状の傾向は、海部郡と他郡で目立つて異なり、複数稜形端部は海部郡に集中している。さらに細かく見ると、郷ごとの相違が認められる場合もある（御宅郷と他郷）。

隠岐国の中には、直頭形以外の端部形状として複数稜形が見られる（表二）。端部形状の傾向は、海部郡と他郡で目立つて異なり、複数稜形端部は海部郡に集中している。さらに細かく見ると、郷ごとの相違が認められる場合もある（御宅郷と他郷）。

の荷札では、一部例外を除き、記載を途中から割書きにする。⁽¹²⁾記載内容のどの段階から割書きにするかという点で分類した。郡名から割書きにするのは海部郡にのみ見られ、さらに年紀までを割書きにするか否かで、違いが郷ごとに現われる（海部郡布勢郷と海部郷、周吉郡新野郷と山部郷など）ことから、製作は郷段階で行なわれたとするのが妥当であろう。⁽¹³⁾すると、隠岐国内に見られる端部形状差は、製作郷の相違によるものと解釈できる。

伊豆国の中には、直頭形外の形状としては尖頭形端部が多く見られる。中でも図6のように端部を鋭く尖らせた荷札が、二条大路から多く出土している。このような尖頭形端部の出現について郡別にまとめた（表三）。伊豆の調荷札には、主に○三一型式・○一型式が見られるが、特定の形態に特定の端部形状が対応している例はない。○三一型式と○一型式では装着方法が異なるついたことが想像できるが、荷札の装着方法と端部形状の関連はうすいと思われる。むしろ、隠岐国と同様に、郷ごとに相違が生じている点が注目される。尖頭形端部が賀茂郡・那賀郡に集中する一方で、田方郡では直頭形端部が多い。また、賀茂郡・那賀郡内でも、尖頭形端部が見られる郷（賀茂郡色日郷、那賀郡射鷺郷など）と見られない郷（賀茂郡賀茂郷、那賀郡都比郷など）に大まかに分かれるようだ。伊豆国の中には、製作技法や筆跡の異同から、郷段階での製作が推定されている（寺崎一九九〇、山中一九九一）。これに従え

表二 一二条大路出土の隠伎国荷札木簡一覽

表三 二条大路出土の伊豆国調堅魚荷札木簡一覽

古代荷札木簡の平面形態に関する考察



図6 尖頭形端部を有する伊豆国荷札木簡
(城22-293) S=1/4

調整魚もしくは調堅魚と推定される荷札のうち、郡名以上が判明する資料を対象とした。

奈河郷		入間郷		都比郷		石火郷		射鷺郷		丹科郷		郷
												里
												上
												端部形狀
												下
江成里	壳良里	壳良里	中村里	有覺里	湯邊里	石火里	石火里	庭科里	和太里	多具里	江田里	里
	*	*	洲里	*	*	*	*	*	*	*	*	上
X	X	*	*	*	*	*	*	/	*	X	X	下
												年紀
?	?	?	天平七年九月	○天平七年九月	○天平七年九月	天平七年九月一日	天平七年九月一日	堅魚	堅魚	○三一	○三九	堅魚
?	?	?	天平七年九月	天平七年九月	天平七年九月	天平七年九月一日	天平七年九月一日	堅魚	堅魚	○三一	○三一	荒堅魚
○三九	○一	○三九	城	○三二	城	○三一	○三一	○三一	○三一	○三一	○三一	○三一
城	三二	三二	三六b	三六八	三六八	一九三	一九三	一九一a	一八四a	一八五	一八二a	一八一a

ば、隠岐国と同様に、端部形状差は荷札を製作した郷の相違によるもの、と理解することができる。

隠岐・伊豆両国とも郷段階での製作が指摘され、端部形状差や書式も、これと矛盾しない様相を呈している一方で、郡ごとの相違の方がより明瞭であることも確かである。隠岐では書式や端部形状の分布が海部郡と他郡で大きく異なり、伊豆では端部形状の他にも、年紀（表か裏か）や貢進物の表記（「堅魚」か「荒堅魚」⁽¹⁶⁾）などで郡ごとの差が認められる。これを重視して郡段階の製作とする見解もある（亀谷一九九五）。しかし、隠岐国海部郡内の書式に顕著であるように、郷段階での相違は郡ごとの特徴を小分類したような相違である。これは、荷札が郡主導のもと、郷で製作されたことを反映しているものと考える。ここに収税のあり方も反映されているならば、隠岐国・伊豆国では郡の指導のもと各郷で海産物や堅魚の加工を行ない、荷を作り、荷札を付けたという収税の枠組みが推定され、郷が収税の単位として機能していたことの一端が、荷札の様相からうかがわれる。

同一国内における端部形状差を生む別の要因として、直頭形端部を有する荷札と直頭形以外の端部を有する荷札の使い分け、という可能性も考えられるため、これに関する検討を補つておく。図7は、前掲の二条大路出土の隠岐国荷札木簡（①）と伊豆国荷札木簡（②）について、直頭形のみの資料と尖頭形・複数稜形端部を有す

る資料の出土点数を、調査時的小地区ごとに集計したものである。

仮に端部形状によって何らかの使い分けがあつたのならば、尖頭形・複数稜形端部の荷札と直頭形端部の荷札は、それぞれ別に廃棄されたと考えられる。しかし図7の通り、尖頭形・複数稜形端部を有する荷札と直頭形のみの荷札の分布に偏りはない。伊豆国に関しては、UO四二に直頭形端部が集中しているようだが、これはこの地区に田方郡の荷札が集中していることによるものであり、尖頭形端部を有する荷札は、UO三八～UO四八から目立った偏りはなく出土している。従つて尖頭形・複数稜形端部を有する荷札は、直頭形端部のみの荷札と分けられた状態で廃棄されたのではないことがわかり、両者の使い分けがなされていたとは考えられない。むしろSD五一〇〇では、国ごとに荷札の出土点数のピークが現われる小地区が異なることから、隠岐・伊豆の荷札も国単位で廃棄されたものと思われる。

荷札の端部は直頭形であることが多いが、国によつては、直頭形を基本しながらも尖頭形や複数稜形の傾向も認められる。このようないくつかの国による端部形状の傾向の相違は、国ごとの貢進物によるものではなく、製作国の相違＝製作者の相違によつて生じるものである。ただし、形状の傾向を「地域性」とするかは別の問題であり、資料数の限られた現状では、そこまで解釈を拡大することは控えたい。これについては、端部形状の変化を時間軸に沿つてとらえていくこ

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

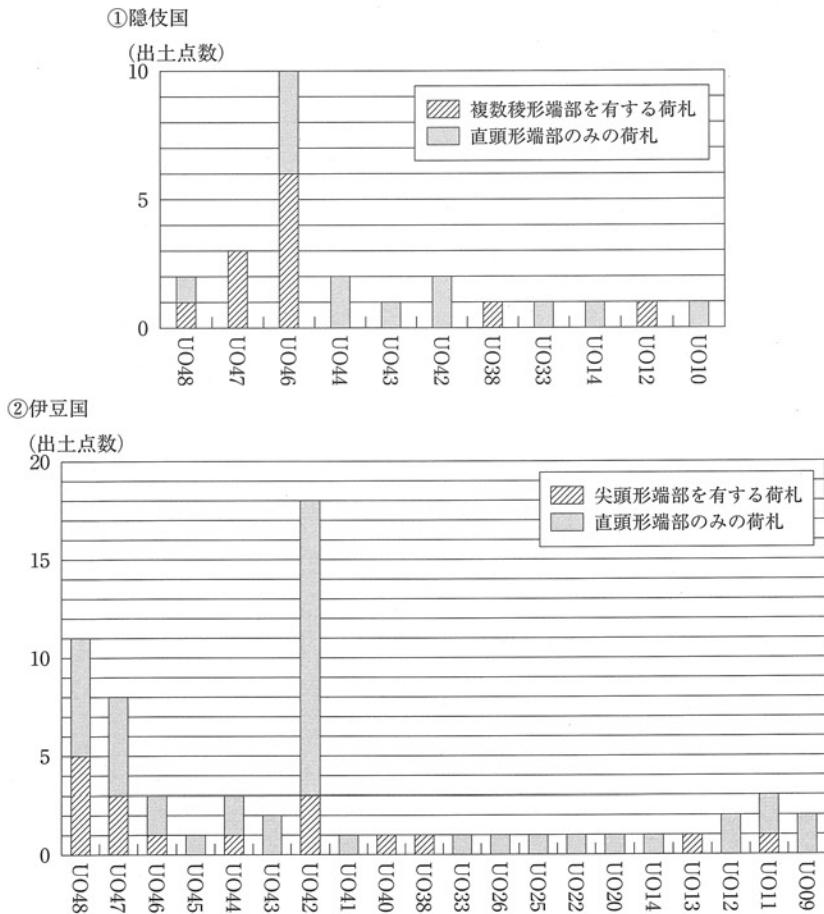


図7 SD5100小地区別出土点数 隠岐（上段）・伊豆（下段）

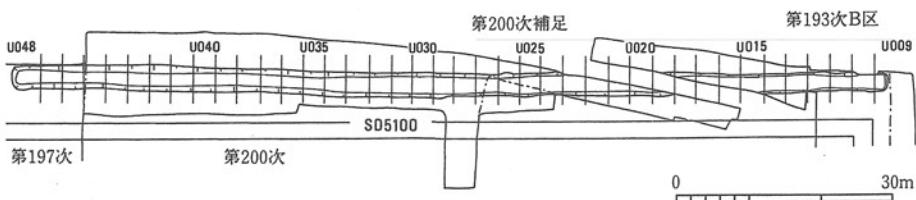


図8 SD5100地区割図（『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』より）

とが求められるだらう
同一国内における端部
形状の相違も、形状差
によつて両者が区別さ
れていたというのでは
なく、製作郡・郷の相
違＝製作者の相違によ
つて生じたものと考え
る。また端部がどのよ
うな形状であつても、
たとえ同一国からの荷
札の端部形状が揃つて
いなくても、荷札が機
能するうえで支障はな
かつたということもわ
かる。現時点では、端
部形状は荷札の機能と
の本質的な関連はもた
ない、製作者によると
ころが大きい要素であ
るとしておく。

第二節 切込み形状の検討

荷札に施された切込みは、紐をかけることを目的としており、それは紐がかかった状態で出土した荷札の例（平城宮二二号など）からも明らかである。⁽¹⁸⁾ 文書木簡の中でも、進上木簡に切込みが施されている場合もあることから、切込みは物品に添えるという機能と深く関連した要素であるといえよう。

二条大路出土の荷札木簡を対象に各切込み形状の比率を算出したところ、「三角形」八〇・五%、「台形」一五・六%、「半円形」

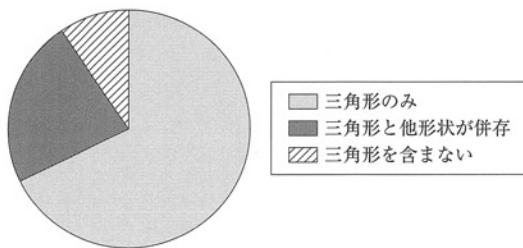


図9 切込み形状の組合せと各組合せの比率 (N=394)

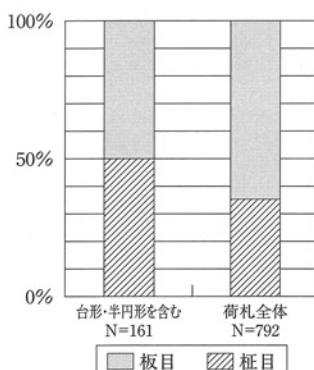


図10 荷札木簡の木取りと切込み形状

四・〇%となつた(N=八九三)。⁽¹⁹⁾ 切込みは、三角形状切込みが圧倒的に多い。そこで、三角形状以外の切込みの出現について、まず検討していく。

対象とした全遺構出土資料のうち、形状の判明する切込みが二箇所以上残存している資料について、一点の資料内における形状の組合せを「三角形のみ」「三角形とそれ以外の形状が併存」「三角形を含まない」の三パターンに分け、各パターンの比率を算出した(図9)。図9から、全体に対する三角形状切込みの比率の高さが指摘できる。さらに、台形・半円形状切込みは、その形状のみという場合は少なく、三角形状切込みとの併存が多い点は注目される。

台形・半円形状切込みの現われ方を、国別・部位別に示したのが表四である。なお、表には台形・半円形状切込みを有する荷札が一〇点以上出土している国に加え、注目すべき事例として因幡国を作されたと考えられるため、西海道という単位で一括して扱つている(詳細は後述)。この表からも、西海道及び因幡国を除き、台形・半円形状切込みは、やはり三角形状切込みと併存する場合がほとんどであることがわかる。また、切込みの施される部位にも統一性はない。このような台形・半円形状切込みの出現傾向から、台形・半円形状切込みに特別な意味が与えられていたとは考えられない。また、台形・半円形状切込みの多い国は、もともと切込みを有する荷

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

表四 台形・半円形状切込みの現われ方

(六六) 伊豆

札の出土数の多い国に、台形・半円形状切込みも多く見られることがから、特定の国における形態的な傾向ともみなし難い。

ここで注目したいのは、切込みの製作技法⁽²¹⁾と形状は、必ずしも一対の関係にはならない、ということである。たとえば、平面形態としては台形だが、キリオトシ技法によらない台形状切込みが存在する。本稿執筆にあたって、板材に切込みを入れる実験を行なつた。⁽²²⁾この実験において、切込みを入れる際に刃の入り方や力のかけ方などが作用して、材が木目方向に割れ、結果的に切込みが台形状になつてしまつたことがある。また、このような状況を示唆する例として、表と裏で形状の異なる切込みがある。これは、キリカキ技法で切込みを入れる際に、刃が表と裏で真っ直ぐに入らなかつたため、最初に切込んだ箇所まで刃が達した面では三角形状を呈しているが、そこまで刃が到達せずに途中で割れてしまつた面では台形状を呈しているよう⁽²³⁾な場合である。以上の例により、台形・半円形状切込みが偶発的に生じた可能性を考慮する必要がある。そこで、これの妥当性を考える一案として、木取りとの関連を検討する。

図10は、「台形・半円形状切込みを有する荷札」と「荷札全体」(切込みのない資料も含む)における、板目材・柾目材の割合を示している。一般に荷札の木取りは板目の場合が多い。ところが「荷札全体」に比べて「台形・半円形状切込みを有する荷札」の場合には、柾目材の割合が若干高くなつてゐることがわかる。この結果より、

柾目材の場合、切込みを入れる際に木目方向に割れやすいという可能性や、年輪部分に引っかかり刃が滑らかに入らなかつたため、三角形状にならず半円形状になつてしまつたという可能性が想定できるだろう。このような状況は、柾目材の時に「起こりやすい」だけであつて、実際には板目材においても起こつたはずである。その他、刃の入り方や力のかけ方など、製作時の様々な状況により、切込みが時に台形や半円形になつたのだろう。また、憶測ではあるが、切込みの技法も製作時の状況の影響を受けることがあつたのではない。例えば、キリカキ技法で切込みを入れようとしたが、途中までしか刃が入らず、キリオトシ技法に換えた、といったことがあつたのかもしれない。切込み技法を観察すると、ひとつの中でも異なる技法が用いられている場合がある点は、示唆的であろう。

台形・半円形状切込みの出現をこのようにとらえると、統一性を欠く出現傾向を示す台形状切込みが、一定して現われている西海道及び因幡国の荷札の特殊性が際立つてくる。そこで、この二つの例について若干の検討を加え、切込み形状の性格をより明確にしておきたい。

SK八一〇出土の西海道の荷札(一八三~三一〇号)には国・年次を超えた共通点が指摘されており、荷札に記された国ではなく、大宰府で一括して製作されたと考へられてゐる(今泉一九七八)。特に、①切込みの形状が丸みを帯びた台形である、②広葉樹(シイ)

を用いている、という一つの特徴に着目したい。①・②の特徴は SD三〇三五出土の西海道荷札（二二八七・一二八八号）にも見られる。ことから、SD三〇三五出土の荷札も大宰府製作であるとされる（鬼頭一九八三）。

二条大路からも西海道荷札が出土している（『城二三』四〇頁、『城三二』三一頁）。切込み形状の判明するものは限られているが、やはり丸みを帯びた台形状を呈している。樹種については断言できないが、写真で観察した限りでは、広葉樹である可能性が高いものと思われる。記載内容は以下のようなものである。

筑紫大宰進上肥後国託麻郡□（87）×18×2 039（『城二三』四四〇）

この記載内容より、荷札は大宰府から貢進されたものと推定され、荷札は大宰府で製作されたと考えられる。従つて、二条大路出土資料と共通した特徴をもつSK八一〇・SD三〇三五出土の西海道荷札も、従来の指摘どおり大宰府で製作されたものであり、①・②は大宰府で製作された荷札の特徴といえる。荷札の年代は、靈龜から天平半ばの幅⁽²⁴⁾をみると、この特徴は一時的なものではないようだ。

興味深いのは、大宰府出土木簡には①・②の特徴がみられない点である。大宰府出土木簡を『大宰府史跡出土木簡概報』掲載の写真版で観察したところ、切込みは、その形状のほとんどが三角形状によだ。

込みであった。切込みを有する木簡は、（狭義の）付札と思われるものと西海道諸国から大宰府に送られた荷札と思われるものがある。荷札はその国で製作されたのだろうが、付札は大宰府内で製作されたか、それとも外部で製作されたものが大宰府内に持ち込まれたか、両方の可能性がある。もし大宰府内で製作されたのならば、京進用の荷札にのみ、台形状切込みがみられることになる。大宰府外から持ち込まれたものであるならば、西海道でも大宰府で製作される場合に限り、台形状切込みがみられることになる。樹種に関しても、樹種が公開されているもののほとんどがヒノキもしくはスギであり、公開されていないものも、写真版で判断できる限りでは、広葉樹は少ないようである。これは荷札・付札だけでなく、文書木簡についても該当する。文書木簡は大宰府内で製作されたものが多いと考えられるが、同じ大宰府内で製作されながらも、京進用の荷札木簡は他の木簡とは樹種が異なる。

以上の切込み形状と樹種から、大宰府製作木簡における京進用荷札の特異性が指摘できるが、具体的にこれが何によるかは明らかでなく、今後の課題といえよう。特に樹種の問題は、木簡以外の木器も視野に入れ、当時の植生を考慮した中で木簡の樹種選択について評価していく、という方法も取り得るものと考える。

次に因幡国の荷札について検討する。ここでは対象遺構以外の出土資料も含め、切込みを有する荷札のうち、切込み形状の判明する

ものを表五に掲げた。まず、台形状切込みを有する荷札六点の税目に着目したい。二七五一号、『城二四』二九三・二九四是贊と記されている。他三点は以下の通りである。

郡		郷里		年紀		税目		品目		番型式	
法美郡	高草郡	巨濃郡	巨濃郡	法美郡	法美郡	巨濃郡	氣多郡	氣多郡	氣多郡	氣多郡	郡
服部郷	濃美郷	?	潮井郷	廣湍郷	廣湍郷	勝部郷	巨濃郷	巨濃郷	巨濃郷	巨濃郷	郷里
?	?	?	天平七年七月	?	?	?	天平八年三月	天平八年二〇月	天平八年一〇月	天平八年三月	年紀
?	?	?	中男作物	中男作物	中男作物	中男作物	贊〔中男作物〕	贊	贊	贊〔中男作物〕	税目
?	?	?	海藻	海藻	海藻	海藻	(海藻)	鮮鮭	○三一	○三一	品目
○三三	○三九	○三一	△	△	△	△	×	○三九	○三一	○三一	番型式
×	△	×	×	△	×	△	×	△	△	△	左上
×	×	●	△	△	△	×	■	×	△	△	右上
/	/	/	△	/	/	/	■	×	■	■	左下
/	/	/	△	/	/	/	■	×	■	×	右下
城三一四一九	城二九一四一七	平四六六七	城一九三七九	城一七九四	城一六二九	城二二一三五八	城三一四一八	一九四	三二一三五九	平二七五一	出典

右二点は税目が記されていないが、書式と国衙様書風で書かれて
いる点も考慮すると、贊荷札と考えるのが妥当であろう。最後の一

371×(10)×5 031 ([城][二] 四一八)
因幡国法美郡廣瀬郷清水里丸部百嶋中男作物海藻御蟄陸斤=
=天平八年七月 373×26×5 031 ([城][二] 三五八)

天平八年二月
364×13×4 031 (〔城二〕二五九)

点は、中男作物を振替えた贊であると解釈されている（樋口一九九二）。以上、台形状切込みを有する六点は、すべて贊の荷札である一方で中男作物の荷札の切込みは、三角形であることから、贊と台形状切込みの間に対応関係を認めることができる。ただし、台形状切込みを有する荷札のうち、年紀の判明するものはすべて二条大路出土の天平八年のものであり、台形状切込みが税目とは関わりのない、時期的な現象である可能性も否定しきれない。しかし、年紀の新しい天平七年の中男作物（城一九三七九）の切込み形状が三角形であること、別の遺構出土の贊荷札（二七五一号）が台形状切込みであることから、台形状切込みは贊という税目に起因していると考えられるだろう。

贊と中男作物を振替えた贊（『城二二』三五八）の荷札は、書風の相違から、製作段階は異なると推測されるが、それにも関わらず贊荷札と切込み形状に対応関係が見出せるということは、贊荷札は他の税目の荷札とは区別されて製作されたことが考えられる。またこの仮定が成立するならば、記載内容（贊）と荷札の形態に密接な関連を認めることができ、荷札の成形者と記入者は同一人物であったと考えることもできるだろう。たとえ別々の人物であったとしても、成形者と記入者は完全に隔絶した存在ではなかつたと考えられる。

台形状切込みの別の要因として、製作段階を想定することも可能であろう。『城二二』三五八を例外として、台形状切込みの荷札は書風から判断する限り、恐らく国衙段階での製作である。大宰府で製作された京進用の荷札が台形状切込みを有していたことも合わせて考えると、台形状切込みは国衙や大宰府といった上位の段階における製作ということに起因している、とも考えられる。この仮定に基づけば、台形状切込みは國衙製作であるはずの『城二二』三五八の書風が異なるのは、中男作物の振替えであるという性質の違いによるのかもしれない。

以上のとおり、因幡国荷札の台形状切込みの要因として、税目と国衙製作の二つの可能性を指摘しておく。これらに関連して、国衙様書風の荷札が、「見せるために書かれていく」との東野治之氏の指摘（東野一九八〇）は、示唆的であろう。書風・墨書位置とともに

に、切込みを含めた形態もしくは製作技法についても、同様に考えることもできるだろう。ただし『城二二』三五八の資料は、贊に振替えた点を除けば、三角形状切込みの中男作物荷札と書式が共通している。書風の相違もあわせると、やはり他の台形状切込みの荷札とは製作段階を異にし、中男作物の荷札と同じ段階で製作されたものであり、台形状切込みの要因としての可能性は、税目の方が高いと推測する。比較に適した資料が乏しく推論の域を出ないため、今後の資料の増加に期待したい。

もし台形状切込みが税目に起因しているならば、中男作物や調との親和性が指摘されている（東野一九七八他）一方で、贊は他税目とは区別して扱われていたことがうかがえる。また、台形状切込みが国衙製作に起因するならば、通常の贊と中男作物を振替えた贊が区別されて扱われていたことが、両者の書風の違いからうかがえる。このように、切込み形状と記載内容に着目することで見えてくる贊に対する意識は、贊の位置付けを考えるうえで興味深い。

切込みとは、荷にくくり付けるという機能に関連した要素であり、どのようにして荷に添えられるかによって、切込みの有無が決定されたと考えられる。切込みの形状は三角形が最も多く、特に三角形と併存している台形・半円形状切込みは偶発的に生じたものである。三角形が多いのは、台形・半円形状切込みが修正されることなく三角形状切込みと併存していることから、形状に利点があつたのでは

なく、キリカキ技法という技法的簡便さによるのであろう。一方で偶発性にはよらない台形・半円形状切込みが存在する。同様に、技法的簡便さにのみよるのではない三角形状切込みも、恐らく存在するだろう。切込みには、紐をかけることができれば特定の形状を要求されなかつた切込みと、税目や製作段階などによつて形状が「選択された」切込みの一系統があるといえる。

第三節 剣先形の検討

部形状と同様に製作者の個人差に起因すると考える。その好例が、本章第一節でもとりあげた近江国坂田郡庸米荷札である。前述の通り、この木簡群は、上端が尖頭形の一群と直頭形の一群に大きく分かれる（山中一九九二）。この木簡群には、稜のある剣先形と稜のない剣先形の両方が見られる。剣先形の形状と製作技法によつて分けられた二群の関係をまとめたのが、表六である。若干の例外はあるものの、稜のある剣先形は直頭形端部に、稜のない剣先形は尖頭形端部に対応していることがわかる。⁽²⁵⁾ 両群は製作技法のみが異なる二群であり、剣先形の形状差は荷札の機能とは関連しない、製作者の個人差によるものと考える。従つて、以下剣先形の要因を検討していくにあたつても、両者を区別せずに一括して「剣先形」として扱う。

剣先形の荷札には米の
荷札が多いという漠然と
した指摘から、剣先形は
⁽²⁷⁾儀にきつくかけられた繩
の間へ荷札の先端を挟み
込みやすくするための加
工である、という見解が
ある（今泉一九七八、彌
永一九七六他）。そこで、
まず剣先形と貢進物の関
係について検討する。

工である、という見解がある（今泉一九七八、彌永一九七六他）。そこで、まず剣先形と貢進物の関係について検討する。

剣先形荷札に見られる各貢進物の比率と、剣先形も含めた荷札全体における各貢進物の比率を算出した（図11①・②）。両者の比較から、剣先形においては「米」の占める割合が高いという、従来の指摘どおりの結果が得られた。これに「その他

表六 近江国坂田郡庸米荷札の端部形状と剣先形の形状

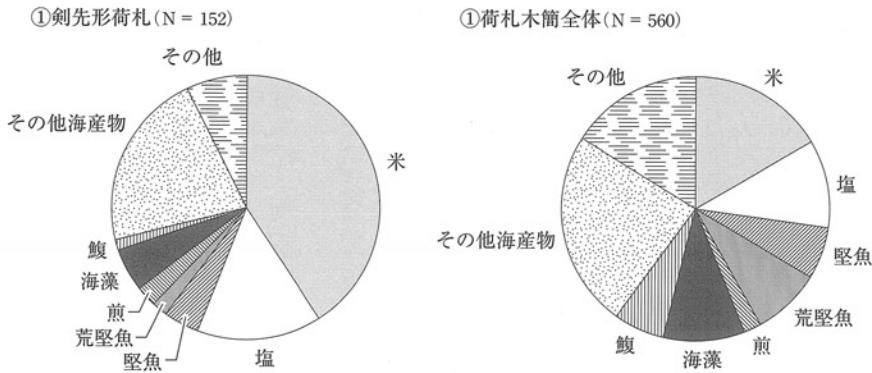


図11 荷札木簡に見られる各貢進物の比率

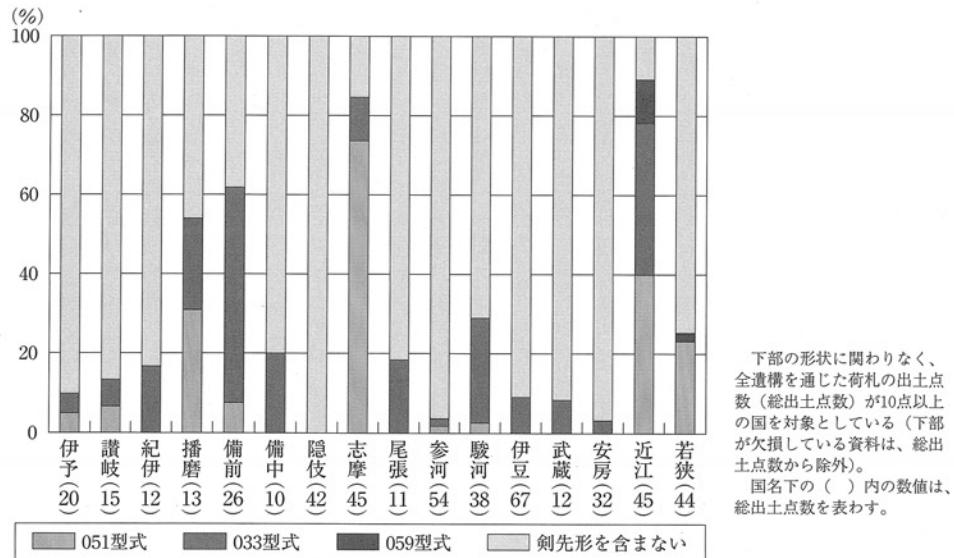


図12 剣先形荷札木簡の比率

下部の形状に関わりなく、全遺構を通じた荷札の出土点数（総出土点数）が10点以上以上の国を対象としている（下部が欠損している資料は、総出土点数から除外）。

国名下の（ ）内の数値は、総出土点数を表わす。

図12に、荷札の出土数が多い国について、剣先形の荷札が各国の総出土点数に占める割合を示した。比率の高い国には、播磨・備前・志摩・近江などがあるが、志摩国以外は米または塩、あるいはその両方の貢進国である。すなわち、図12に認められる剣先形の地域的な偏りは、国による貢進物の相違を反映したものだろう。同一国内においても同様の傾向がみられる。若狭国の場合、調塩の荷札には剣先形が多く見られるが、贊などの海産

海産物」「塩」が続くが、剣先形の「その他海産物」に該当する資料の九割以上が、二条大路出土の志摩国〇五一型式の荷札である。⁽²⁸⁾ この荷札に見られるような海産物は、若狭や隱岐など他国からも貢進されているが、剣先形を呈するのは志摩国にのみ特徴的である。従つて、志摩国〇五一型式の荷札は、海産物の荷札としては例外的といえ、今回は除外する。すると、「米」に統いて多いのは「塩」であり、「その他海産物」の剣先形における比率は一〇%に満たない。

表七 若狭国荷札木簡の貢進物と形態

②その他

型式番号		○二 その他		○一		○一		○一		○一	
○三一		品目		○三一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○五一		米多比鮒		○五一		三方郡		三方郡		三方郡	
○五二		加麻須鮒		○五三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○五四		胎貝當也并作		○五五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○五六		米多比鮒		○五六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○五七		加麻須鮒		○五八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○五九		胎貝當也并作		○五九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六〇		米多比鮒		○六〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六一		加麻須鮒		○六一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六二		胎貝當也并作		○六二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六三		米多比鮒		○六三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六四		加麻須鮒		○六四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六五		胎貝當也并作		○六五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六六		米多比鮒		○六六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六七		加麻須鮒		○六七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六八		胎貝當也并作		○六八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○六九		米多比鮒		○六九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七〇		加麻須鮒		○七〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七一		胎貝當也并作		○七一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七二		米多比鮒		○七二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七三		加麻須鮒		○七三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七四		胎貝當也并作		○七四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七五		米多比鮒		○七五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七六		加麻須鮒		○七六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七七		胎貝當也并作		○七七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七八		米多比鮒		○七八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○七九		加麻須鮒		○七九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八〇		胎貝當也并作		○八〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八一		米多比鮒		○八一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八二		加麻須鮒		○八二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八三		胎貝當也并作		○八三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八四		米多比鮒		○八四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八五		加麻須鮒		○八五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八六		胎貝當也并作		○八六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八七		米多比鮒		○八七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八八		加麻須鮒		○八八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○八九		胎貝當也并作		○八九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九〇		米多比鮒		○九〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九一		加麻須鮒		○九一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九二		胎貝當也并作		○九二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九三		米多比鮒		○九三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九四		加麻須鮒		○九四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九五		胎貝當也并作		○九五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九六		米多比鮒		○九六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九七		加麻須鮒		○九七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九八		胎貝當也并作		○九八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○九九		米多比鮒		○九九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇〇		加麻須鮒		○一〇〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一		胎貝當也并作		○一〇一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二		米多比鮒		○一〇二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇三		加麻須鮒		○一〇三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇四		胎貝當也并作		○一〇四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇五		米多比鮒		○一〇五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇六		加麻須鮒		○一〇六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇七		胎貝當也并作		○一〇七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇八		米多比鮒		○一〇八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇九		加麻須鮒		○一〇九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一〇		胎貝當也并作		○一〇一〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一一		米多比鮒		○一〇一一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一二		加麻須鮒		○一〇一二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一三		胎貝當也并作		○一〇一三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一四		米多比鮒		○一〇一四		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一五		加麻須鮒		○一〇一五		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一六		胎貝當也并作		○一〇一六		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一七		米多比鮒		○一〇一七		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一八		加麻須鮒		○一〇一八		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇一九		胎貝當也并作		○一〇一九		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二〇		米多比鮒		○一〇二〇		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二一		加麻須鮒		○一〇二一		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二二		胎貝當也并作		○一〇二二		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二三		米多比鮒		○一〇二三		遠敷郡		遠敷郡		遠敷郡	
○一〇二四		加麻須鮒		○一〇二四		遠敷郡		遠敷郡			

※ 原形及び品目が判明するものに限り、表に掲げた

物にはほとんどなく、品目によつて形態の使い分けが行なわれていったことがうかがえる（表七）。

以上から、剣先形は貢進物に関連した要素で、米・塩に特化し、海産物においてはそれほど必要とされない形態であるといえる。この結果に基づき、従来の指摘を再検討していく。

「三斗」表記の塩は、籠で運搬されたと推定されている。⁽²⁹⁾ 現在出土している塩荷札は、ほとんどが「三斗」表記であることから、剣

先形は俵だけに対応した形態であるとはいひ難い。解釈を広げて、俵に關わらず、荷にかけた繩に挟み込みやすくするための加工という見方をした場合も、海産物の荷にも繩はかけられていたはずであり、荷札全体においては海産物の割合が最も大きいのに対し、剣先形が米・塩に特化した傾向を示すのは不自然であろう。そもそも根

本的な疑問として、なぜ、挟み込む必要があるのだろうか。米・塩にも剣先形に成形されていない荷札はある。また、同国同郡同郷からの米や塩においても、複数の形態が見られる。剣先形に成形せずとも、「荷に付ける」という機能を果たすこととは可能なのである。

この問題に関して、若狭の荷札を例に検討を加える。若狭の荷札には、同じ記載内容をもつ複数の荷札が出土しており、ここから発送時の荷に付けられていた荷札の組合せを復元することができる。

三方郡弥美郷中村里 別君大人 三斗 202×41×6 031 (平城宮四) 15号)
三斗遠敷郡 佐分郷岡田里
三家人宮足

三方郡弥美郷中村里 別君大人 三斗 202×41×6 031 (平城宮四) 15号)
御調塩三斗 天平六年十月十日 157×31×4 051 (〔城111〕 11111四)
若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里
三家人宮足

御調塩三斗 天平六年十月十日 157×31×4 051 (〔城111〕 11111四)

若狭国小丹郡 佐分郷田野里三宅人
□□御調塩三斗 168×36×4 031 (〔城111〕 11111五)

若狭国小丹郡 佐分郷田野里三宅人
□□御調塩三斗 182×29×3 031 (〔城111〕 11111五)

若狭国小丹郡 佐分郷田野里三宅人大虫御調塩
三斗

144×30×4 051 (〔城111〕 11111)

最後の二点に関しては、欠損文字があるため、確実な例とはいえないものの、○三一型式+○五一型式の計一枚が、調塩には付けられていたと考えられるだろう。表7には○一一型式も見られることがある、○一一型式+○五一型式+○一一型式と○三一型式+○五一型式の二つの組合せ方があつたのかもしれない。いずれにせよ若狭国の調塩は、貢進にあつて何らかの理由で○三一型式とは別の荷札が必要とされ、何らかの理由でその形態が剣先形であると都合が良かつた、という

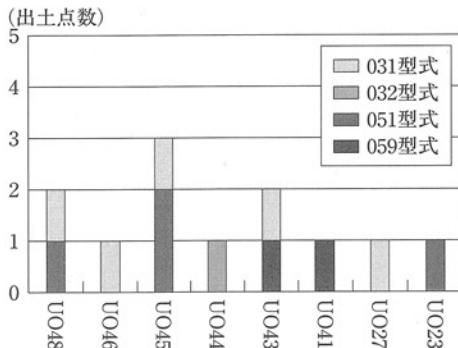


図13 若狭国調塩荷札のSD5100 小地区別出土点数

い」とがいえる。では、剣先形が挟み込みやすさのための加工ならば、荷札を挟み込む理由とは何であろうか。ここで、勘検用の措置として「途中で抜き取られる荷札」の存在が指摘されていることが想起され（第一章第一節参照）、〇五一型式は、途中で抜き取るために、荷にはくくり付けずに挟み込んだのであり、挟み込みやすいように剣先形に成形した荷札である、という解釈の仕方ができる。しかし、二条大路における〇五一型式の出土状況を見る限り、この解釈にはやや難がある。図13は、平城京SD五一〇〇出土の若狭国調塩荷札について、〇三一型式と〇五一型式の出土点数を、小地区別に示したものである。図の通り、調塩荷札は主にUO四一～UO四八範囲で出土しており、特定の形態が特定の地区に集中しているような出土状況ではない。従って〇三一型式と〇五一型式はそれぞれが別に廃棄されたのではなく、同じ廃棄元から一緒に廃棄されたと推察される。別々にされていった両者がたまたま同じ場所に廃棄されたことも考えられるが、本章第一

節でも述べたとおり、国単位でまとめて廃棄されたものと思われる。³⁰この二条大路出土の調塩荷札が廃棄されるまでのルートは、荷札を挟み込む理由とは何であろうか。ここで、勘検用の措置として「途中で抜き取られる荷札」の存在が指摘されていることが想起され（第一章第一節参照）、〇五一型式は、途中で抜き取るために、荷にはくくり付けずに挟み込んだのであり、挟み込みやすいように剣先形に成形した荷札である、という解釈の仕方ができる。しかし、二条大路における〇五一型式の出土状況を見る限り、この解釈にはやや難がある。図13は、平城京SD五一〇〇出土の若狭国調塩荷札について、〇三一型式と〇五一型式の出土点数を、小地区別に示したものである。図の通り、調塩荷札は主にUO四一～UO四八範囲で出土しており、特定の形態が特定の地区に集中しているような出土状況ではない。従って〇三一型式と〇五一型式はそれぞれが別に廃棄されたのではなく、同じ廃棄元から一緒に廃棄されたと推察される。別々にされていった両者がたまたま同じ場所に廃棄されたことも考えられるが、本章第一

節でも述べたとおり、国単位でまとめて廃棄されたものと思われる。³⁰この二条大路出土の調塩荷札が廃棄されるまでのルートは、以下の二ルートが想定される。

- ①貢進国→平城宮内の収納官司→消費地（＝廃棄元）→廃棄
②貢進国→消費地（＝廃棄元）→廃棄

①の場合、宮内で勘検用として抜き取られたはずの〇五一型式が消費先で廃棄される点は矛盾している。②の場合、勘検用として、〇三一型式とは異なる時に荷から離れ、別に管理されたはずの〇五一型式が、〇三一型式とともに廃棄されるのも不自然である。従つて、若狭国の〇五一型式を勘検用とする想定には難があるといえる。³⁰すると、途中で抜き取る必要がないにも関わらず、荷に挟み込む理由が不明瞭であり、剣先形の要因については、挟み込みやすさとは別の要因を想定する必要がある。

ここで改めて米・塩と海産物を対比的にとらえ、両者の最も大きな差は、貢進物そのものの形状であると考える。荷札が、現物墨書き替わりに用いられたのであるならば（第一章第一節）、複数の荷札の中に、出来る限り現物に近い位置に添える荷札が必要だったと想定することも可能だろう。そして、米や塩のような砂粒状の物の場合³¹、下部を尖らせることで貢進物そのものの中に刺しこみやすくしたのではないか。現物に近い荷札がどのように機能したかについて、馬場基氏は、物品が確実にその貢進者からの貢進物であることを保

証するため、荷の中に入れられた荷札が存在したとの見解を提示している。⁽³²⁾ この見解に従えば、先の若狭国調塩荷札については、以下のような廃棄状況が考えられよう。まず、消費先に支給された塩の籠には、籠の外側に○三一型式、籠の中に○五一型式の荷札が付けられていた。消費にあたって荷がほどかれ、○三一型式が荷から離れ、○五一型式が荷の中から取り出される。両者は同時に廃棄されることも、場合によっては○三一型式が先に廃棄されることもある。たであろう。この過程において、帳簿との照合がいかに行なわれたかは、さらに検討をする点であるが、この問題とは別に、荷の確実性という意味では、荷の外に付けられていた札と、荷の中から取り出した札の照合が出来れば、その確実性は増したものと考える。

切込みのある○三三型式をどのように解釈するかなど問題は残り、特に近江国坂田郡庸米荷札などは○三三型式十○五一型式のように、全て剣先形の組合せが復元できるため（山中一九九二）、依然として「挟み込みやすさ」という可能性も残る。ただし「挟み込みやすさ」とする場合にも、本節で提示したような点を議論する必要がある。本稿では、具体的な要因を明らかにするまでには至らなかつたが、剣先形は貢進物に関連した要素であり、海產物が少ない一方で米・塩に多く、米・塩に特化した形態であるとまとめておく。

本節の検討を通して、次の点を強調したい。若狭の荷札のように、同じ荷に付けた荷札であつても、形態に違いを生じさせている場合

がある。これは、勘査用であれ荷の中に入れられた札であれ、それぞれが異なる機能を担っていたことを示唆していると思われる。すると、たとえ同じ記載内容であつても、形態が異なれば機能が異なつたとすることであり、場合によっては、形態などの諸相を除外して記載内容を扱うことは危険であるといえよう。⁽³³⁾ 総合的把握の中で木簡の記載内容は解釈されるべきである、という点はつとに指摘されてきたことである（岸一九七六他）が、本稿でも改めて強調しておきた。また、荷札の機能の一環としてとらえられてきた勘査についても、再考の余地がある。今回取り上げた若狭の調塩荷札は、形態の異なる二枚が組合わされていた例だが、それと対照的なのが隠伎である。隠伎の荷札は現在までに出土したもののうち、形態の判明するもののほぼ全てが○三一型式の荷札である。これについて、隠伎には勘査用の「途中で抜き取られる」荷札が付けられなかつた可能性を指摘したい。すると、荷札による勘査には、抜き取った勘査用の荷札を用いる場合と勘査用の荷札自体がない場合の、少なくとも二つの方法があつたということになる。両者の相違は何に起因するのか、どのような場合にどの勘査方法が用いられたのか、そもそも勘査用の荷札というものが存在したのか、といった点が今後の課題となるだろう。

おわりに

荷札木筒の平面形態を構成する各要素について検討してきた。本稿で明らかになつたその性質についてまとめておく。

端部形状・剣先形の形状は製作者によるところが大きく、荷札の機能との本質的な関連をもたない要素である。一方、切込みは「荷に付ける」という機能に起因する要素であり、特定の形状を要求されない切込みと、選択された形状をもつ切込みの二系統が存在する。

剣先形は米・塩に特化した、貢進物に関連する要素である。ただし、俵などの荷にかけた縄の間への挟み込みやすさを考慮した形態という、従来の見解には再考の余地がある。挟み込むための加工であるならば、海産物が少ない点、同じ場所からの同品目の貢進物に、剣先形のものとそうでないものがある点、挟み込む荷札の目的など、これらを議論したうえでの解釈が求められる。本稿でとりあげた二条大路出土若狭国〇五一型式の調塩荷札の場合、出土状況から、縄の間に挟み込み、途中で抜き取られる勘査用というよりも、荷の中に入れられた札であるとする方が妥当であろう。これは若狭国に限らず、同一国内で〇三一型式や〇三三型式を伴う〇五一型式についてもいえることであろう。

以上から、荷札の形態は次のように決定されたと思われる。切込

みと剣先形の有無は、荷への装着方法（くくり付けるか否か）と貢進物（米・塩か海産物か）に従つて決定され、製作者や製作時の状況などが作用して、端部形状や切込み形状などの細かな形状差が生じた。複数の荷札を装着する場合、それぞれの目的に応じた装着方法がとられたと考えられる。すなわち、同じ記載内容の複数の荷札に見られる形態の相違（特に切込みの有無）は、機能（目的）の相違を反映したものと考えられる。

男作物の荷札の差異化、もしくは国衙製作とそれ以外で製作された荷札の差異化の指標となつてゐる。以上のように、木簡を総合的に把握することで、記載内容だけでは把握できない別の様相をとらえることができ、「木簡を利用した研究」において有効なのである。

剣先形の検討からは、結果的に形態の整理の必要性が浮き彫りになつた。例えば隱伎国¹の荷札のようには特定の形態以外が見られない場合と、若狭国²の調塩荷札のようには異なる形態の組合せが復元できる場合があるが、このような相違が何によつて生じるのか、考えていく必要がある。さらにこの二国は、「勘檢用の荷札」による勘檢をどのようにとらえるか、といった問題も提起している。

剣先形の検討の末尾では、即物的観点を排除して記載内容を扱うことには、その内容をきちんと把握できない危険性があることも指摘した。前述の通り、形態が異なれば扱つていいた意味が異なる可能性があり、異なる形態に書かれたものを、同じように扱つていくことが本当に可能であるか、その検討のうえに立つた議論が望まれる。それは形態だけでなく、木簡のもつ様々な即物的な面（出土状況・樹種・書風など）においても同様である。早くから指摘され続けてきた木簡研究における即物的・考古学的観点の必要性というのは、その手法的有効性だけによるのではなく、記載内容だけで資料を把握することの危険性にもよるのである。

最後に本稿での検討を通して明らかとなつた「木簡そのものにつ

いての研究」課題として、学会式型式番号による形態分類上の問題を指摘したい。剣先形については明らかにできなかつた部分が多いが、少なくとも剣先形と尖頭形下端部とは異なる性質の要素である。しかし、学会式型式番号は、剣先形と尖頭形下端部を区別するという意識での分類が行なわれていない。すなわち、学会式型式番号における○五一型式や○三三型式には、剣先形である資料と（下部側面に切込みをもたない）尖頭形下端部を有する資料の両方が含まれている可能性がある。現段階では、型式番号を扱う際に、型式番号のこのような問題点を認識しておきたい。将来的には形態と機能に基づく体系的な分類を行なつていくことが、「木簡そのものについての研究」に求められる。

本稿では八世紀の資料を中心とした検討に終始したが、今後は七世紀の資料も視野に入れる必要がある。各要素の性質もより明らかなるものとなるであろうし、時間軸に沿つて形態を解釈していくこと自体が重要である。すなわち、どの要素が変化し、どの要素が変化しないかをとらえ、その意味を各要素の性質に基づいて解釈していくことが求められる。

〔付記〕

¹ 本稿で用いた本簡の釈文は、すべて報告書・概報によつてゐる。本文中では、釈文の後に法量・木簡学会設定の型式番号・出典を掲げた。木簡番号が与えられているものについては、木簡番号を掲示した。それ以

外は、概報の号数と通し番号もしくは掲載ページ数を掲げた。【城】は

『平城宮発掘調査出土木簡概報』の略である。

なお、表については左記の凡例により、出典の表記も右にならつた。

記載がない場合。

？…欠損等により詳細不明の場合。

一異筆箇所。

人名は、初出の場合

本篇は二〇〇二年度慶應義塾大学文学部で提出した卒業論文で、加

本稿は「○○○○金月屋鳳朝著『○○○○』」を書いた著者であるが、筆者名は不明である。

筆、修正したものである。田嶋よりご指導いたがいでいる阿部裕久先生

本稿成稿にあたって多大なご助言をくわせた東京大学大学院人文社会系研究科博士課程二年生の三浦信元（三浦信也）に、二〇一一年二月二日、感謝の意を表す。

系研究科の佐藤信先生には記して御社申し上げたい。また奈良文化財

研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室の方々にも大変お世話になつた。

本稿のための資料調査は、史料調査室のご厚意に負うところが大きい。

特に馬場基氏から、多くの貴重なご教示を賜つた。この場を借りて、謹んで御礼申し上げざる。

少微子曰

註

(1) 佐藤信氏は木簡研究を、「発掘された木簡自身についての即物的・

基礎的な研究」と、「木簡を古代史史料として利用し、日本古代の政

治・経済・文化等の歴史を再構成する研究」の二つに分類し、前者を「木簡そのものについての研究」、後者を「木簡を利用した研究」と

してはいる。佐藤氏も述べている通り、両者は厳然と区別されるもので

はないが、この二つの分類は、本簡研究を的確かつわかりやすく表わ

(2) していると考えるため、本稿中でもこの表現を用いたい。

(3) 本稿では、荷札が製作国を離れた後に、製作国における製作時の形

(4) 荷札の勘査機能については、本稿第二章第三節を参照のこと。

(5) 例外的に、荷札の記載内容を残したまま二次成形が施されたものもある（『城三二二七一など』）。

(6) 型式とは、遺物に見られる属性によって遺物を分類する概念である。しかし、例えば〇三九型式や〇五九型式などは資料が欠損した状態を表わしたものであるように、型式番号といつても、考古学における「型式」とは、概念上のくい違いがあるようだ。

(7) 地方出土の木簡については、平川南氏による論考に詳しい（平川一〇〇三）。

(8) 形態から推定される機能とは、何かにくくり付けられるか否か、といったことであり、文書か荷札かという記載内容による分類は、現在、分離した状態による。記載内容による分類と型式番号による分類は、現在、分離した状態にある。例えば〇一一型式とは、短冊形で、切込みがないことからくくり付けるという機能のない木簡を表わし、文書か荷札かという記載内容上の分類は、型式番号では表現されない。木簡のもつ機能的属性は、型式番号と釈文の両方を掲げることで初めて理解される。

(9) 切込みの製作技法に関する、山中章氏が分類を行なっている（山中一九九二）。氏が（）付きで用いている製作技法の名称と、本稿で用いている名称は同一のものであるが、本稿においてはあくまで切込み形状を平面でとらえた分類であって、氏のものとは分類基準が異なることを確認しておきたい。

(10) 一端部を一カウントとした。例えば〇三一型式で上下両端とも形状が判明する場合は一カウントとなる。端部の一部が欠損している場合は、幅の推測が可能な資料のうち、推測される幅の二分の一以上が残存しているものを対象に含めた。

(11) 安万呂・肋麻呂は中央の役人であることから、近江国綱丁木簡は長

岡京内で製作されたものであり、荷札木簡とは性質を異にする。この機能について、検収整理札の機能を果たしたとする見解（山中一九九二）と、検収場所から消費地に運ぶ際の荷札ないし送り状としての機能を果たしたとする見解（渡辺一九九七）がある。

(12) ごく少数ながら、割書きのない例もある（平城宮三四九号、「城一六」三三・「城二七」二〇、長岡京一二四七号）。「城二七」二〇は、

郡名から記載するという書式をとっているが、同じく郡名から記載する「城二三」二〇〇が割書きであることから、どの段階から記載するかは、割書きの有無とは関係ないであろう。隠岐国の荷札についての先行研究は比較的厚いが、これらの例外的な資料をふまえ、書式等を整理し解釈を行なつていくことが、今後の課題といえる。なお、隠岐

国（山中氏）については、佐藤氏の論考を詳しい（佐藤一九九七）。

(13) 山中氏が、郷段階での製作とする根拠として、郷単位の製作技法の相違に加え、端部形状と年紀の書き方の相違についても取り上げている。本稿では、氏の指摘する端部形状と書式の相違を、写真を実見しあうえで、よりわかりやすい形で提示した。

(14) 伊豆の荷札には、ゆるやかな尖頭形端部も見られるが、図6のようないくつかの端部の現われ方をわかりやすく示すために、今回は表には反映させなかつた。

(15) 隠岐国（山中）の荷札の場合、原形の判明するものはほぼ全てが○三一型式である。

(16) 「堅魚」と「荒堅魚」は、製品や加工の程度の差だとする見解もある（瀬川一九九六）。しかし表のように、郡ごとの差が見られ、賦役令に「荒堅魚」は見られないことから、郡による表記方法の相違という可能性も考えられる（亀谷一九九五a）。

(17) UO四二の直頭形端部のみの荷札は、一五点中九点が田方郡のものである。

(18) 紐をかけるためとは思われない切込みもある（「城二」三六七）。

(19) 切込み一箇所につき一カウントした。例えば、○三一型式ですべての切込み形状が判明する場合、四カウントとなる。

(20) 「三角形とそれ以外の形状が併存」と「三角形を含まない」に該当する組合せの詳細は以下の通りである（N=三九四に対する比率）。

「三角形+台形」二三・一%

「三角形+半円形」八・一%

「三角形+台形+半円形」一・五%

三角形を含まない

「台形のみ」五・三%

「半円形のみ」一〇・八%

(21) 切込みの技法については、山中氏の論考を参照（山中一九九一）。

本稿中の製作技法名は、すべて氏の論考による。

(22) 実際の木簡は刀子を用いて製作されたと推測されている。本実験は小刀を用いており、その他の面でも決して正確な再現実験ではないが、ある程度は参考にできるだろう。

(23) このような切込み形状は、本稿では三角形状切込みとして扱つている。

(24) SK八二〇出土の荷札に見られる年紀は、大宰府の調綿の京進に関する初見史料（『続日本紀』天平元年九月庚寅条）よりも遅るため、検討を要する。そのため、年代の幅は、SD三〇三五出土木簡と二条大路出土木簡によつて推定した。

(25) この時期には、まだ税目としての中男作物は成立していなかつたとする見解もあるが（渡辺一〇〇一）、本稿の論点を外れるため、税目として成立していたか否かは考慮せず、便宜上「中男作物」と呼ぶ。

(26) この表からも、端部形状が製作者の相違を反映したものであることがうかがえる（本稿第二章第一節）。

(27) 次の荷札の記載例などから、米は俵詰めで運ばれたと推測される（関根一九六九）。

・赤穂郡大原郷
秦造吉備人丁二斗

・并庸一俵

（『城一』一五頁）

(28) 例えれば次のように荷札である。

伊雜郷多比鮒

131×13×2 051（『城二』一六一）

このよろな、二条大路出土の志摩國〇五一型式の荷札を、渡辺晃宏氏は志摩國の贊荷札であるといふ見解を提示している（渡辺一九九六）。私見では、御食国である志摩國の貢進物に、わざわざ贊と表記するよりは、むしろ調や中男作物について税目を記することで贊と区別したと考へてゐるため、渡辺氏の見解を支持したい。

(29) 神龜六年志摩國輸庸帳などから、「三斗」が一籠を容器としたこと

がうかがえる（関根一九六九）。

(30) なお、〇一一型式は二条大路からは出土していないが、これは遺構が平城宮外であることによるのか、または別の要因が考へられるのか、検討の余地がある。なお、馬場基氏は、後述の荷の中に入れられた荷札は、〇五一型式の場合と一一型式の場合があつたとしている。氏の見解によると、若狭國調塩荷札の発送時の組合せは、〇三一型式+〇五一型式または〇三一型式+〇一一型式となる。

(31) 塩については、固形塩であつたか散状塩であつたかが問題になる。

八世紀の製塩は地域により異なつた様相を呈してゐたと考えられ（岩本一九八三、岸本一九九二、近藤一九八四など）、各地の個別的な検討が必要であるが、荷札ではほとんどが「斗」で貢進量を表現していることから、散状塩が多かつたと考へておく。ただし、「顆」を單位とした塩荷札も出土している（平城宮三三三号など）。

(32) この見解については、馬場氏より口頭にて直接ご教示いただいた。

詳細は、氏の論考を待ちたい。

(33) 例えば書式の省略について考へる際に、〇三一型式の書式の省略と〇五一型式の書式の省略を、必ずしも同じ次元でとらえることはできないだろう。

参考文献・引用文献一覧

今泉隆雄 一九七八「貢進物付札の諸問題」（一九九八『古代木簡の研究』吉川弘文館。初出は奈良国立文化財研究所『研究論集』IV）

今泉隆雄 一九八四「溝SD一三〇一出土木簡の諸問題」（財向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『長岡京木簡』（解説）総論）

今津勝紀 一九八九「調庸墨書銘と荷札木簡」（日本史研究）二二二三（彌永貞三 一九七六『古代史料論—木簡』（岩波講座日本歴史）二五）岩波書店）

岩本正二 一九八三「七～九世紀の土器製塩」（奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』同朋舎）

亀谷弘明 一九九五a「伊豆国の荷札木簡と（膳）大伴部」（『古代』九九）

亀谷弘明 一九九五b「古代隱岐国の海産物貢納について」（『民衆史研究』五〇）

狩野 久 一九七〇「古代隱岐とヤマト政權」（『しまねの古代文化』二九）

岸 俊男 一九七六「木簡研究の課題」（一九八七『日本考古学論集七』吉川弘文館）

岸本雅敏 一九九二「律令制下の塩生産」（『考古学研究』一五四）

鬼頭清明 一九八三「西海道荷札について」（一九九三『古代木簡の基礎的研究』堺書房）

九州歴史資料館 一九七六、一九八五『大宰府史跡出土木簡概報』（一）、

(1)

近藤義郎 一九八四『土器製塩の研究』青木書店
佐藤信 一九九七「古代隱岐と木簡」(日本古代の宮都と木簡)吉川

弘文館。初出は一九八三『隱岐の文化財』一、一九八六【同】三
佐藤信 一九九〇「木簡研究の歩みと課題」(一九九七『日本古代の宮都
と木簡』吉川弘文館。初出は木簡学会編一九九〇『日本古代木簡選』
岩波書店)

瀬川裕市郎 一九九六「堅魚木簡をめぐって」(考古学ジャーナル)四〇
九)

関根真隆 一九六九「奈良朝食生活の研究」吉川弘文館

高島英之 一九八七「貢進物付札をめぐる若干の諸問題」(一〇〇〇『古代
出土文字資料の研究』東京出版)

館野和己 一九八五「荷札木簡の一考察—貢進物の保管形態をめぐって
—」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一)

館野和己 一九九六「若狭の調と贊」(小林昌二編『古代王權と交流三』名
著出版)

寺崎保広 一九九〇「最近出土した平城京の荷札木簡—伊豆国を例として
—」(水茎)九)

東野治之 一九七八「志摩国の御調と調制の成立」(一九八三『日本古代木
簡の研究』) 壱書房。初出は『日本史研究』一九一)

東野治之 一九八〇「古代税制と荷札木簡」(一九八三『日本古代木簡の研
究』) 壱書房。初出は『ヒストリア』八六)

徳島県埋蔵文化財センター 一九九九「觀音寺木簡—觀音寺遺跡出土木簡
概報」

長野県埋蔵文化財センター 一九九六『長野県屋代遺跡群出土木簡』

奈良国立文化財研究所 一九七五『平城宮発掘調査報告』VII

奈良国立文化財研究所 一九九五『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調

査報告』

奈良国立文化財研究所 一九六九、一九七四、一九八五、一九九四『平城
宮木簡』一、五

奈良国立文化財研究所 一九九四、二〇〇一『平城京木簡』一、二
九五『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二三)、(二十四)、(二九)、(三三)
樋口知志 一九九一『二条大路木簡と古代の食料品貢進制度』(『木簡研
究』)一三)

平川南 一〇〇三『古代地方木簡の研究』吉川弘文館

廣山堯道 一九九〇『塙の日本史』雄山閣

布留遺跡天理教発掘調査団 一九八一『出土木器の樹種と木取り
財』向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九八四、一九九三

『長岡京木簡』一、二

森公章 一九九六『長屋王家木簡三題』(『木簡研究』一八)

森川昌和 一九八六『若狭地方における製塙土器編年まとめ』(『福井県
史』資料編一三考古)

山中章 一九九二『考古資料としての古代木簡』(一九九七『日本古代都
城の研究』)柏書房。初出は『木簡研究』一四)

横山浩一 一九八五『型式論』(『岩波講座日本考古学』)岩波書店)

渡辺晃宏 一九九六『志摩国の贊と二条大路木簡』(奈良国立文化財研究所
二〇〇一『長屋王家・二条大路木簡を読む』)吉川弘文館。初出は『続日
本紀研究』三〇)

渡辺晃宏 一九九七『長岡京太政官厨家木簡考』(『古代文化』四九一一)